

## 福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い

平成 23 年 5 月 2 日

環 境 省

### 1. はじめに

放射性物質による汚染については、安全面での万全を期す必要があります。また、一般の方々の関心も高く、場合によっては風評被害を生ずるおそれもあることから、慎重な対応が必要です。

避難区域及び計画的避難区域の外側では、仮に災害廃棄物が放射性物質により汚染されていたとしても、その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではありませんが、放射性物質により汚染されているおそれのある災害廃棄物に関しては、放射性物質が拡散することのないよう、適正な管理の下に処理すべきと考えられます。

放射性物質による汚染に関する基準や適切な処理の方法を科学的かつ具体的に定めることが必要ですが、そのためには一定程度の時間を要さざるを得ません。一方、福島県においては、災害廃棄物の仮置き場への搬入が本格化しつつあり、一部の市町村では少量ながら焼却等の処理も行われています。このような状況において何らかの対策を講じなければ、風評被害が広がることも懸念されます。

そこで当面の応急的な措置として、環境省においては、関係省庁と相談して別添のとおり「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」をとりまとめました。また、これについて原子力安全委員会に助言を求めたところ、同委員会から妥当と評価されたところです。

### 2. 避難区域及び計画的避難区域について

当面、これらの区域では災害廃棄物の移動及び処分を行いません。その後の対応は、避難区域などの指定の状況を踏まえて検討していきます。

### 3. 浜通り地方及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）について

浜通り地方及び中通り地方においては、環境省が原子力安全・保安院と協力して仮置き場周辺での空間線量率のモニタリング及び災害廃棄物の放射能濃度等の調査を行います。5月第1週に福島県及び関係市町村と調査スケジュールを調整し、第2週から実施したいと考えています。

また、学識経験者から構成される検討会を環境省が設置し、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の基準や処理方法について、モニタリング等の結果を踏まえ、早急に検討を行う予定です。基準については、放射線量の健康影響等に関する他の分野の基準も参考としながら、処理工程における放射性物質の挙動に関する知見を踏まえ、検討してまいります。

浜通り地方及び中通り地方を対象としたのは、空間線量率が他の地域に比較して高い地点が多いこと、災害廃棄物の汚染の有無やレベルが不明であることによるものです。モニタリング等の結果によっては、その結果や地域の空間線量率から判断して速やかに処理を進めることを検討します。

なお、一部の市町村においては既に処理が行われていると聞いていますが、それらは通常的生活ゴミと混合されて希釈され、また、その量も少ないと考えられます。今後は、仮置き場に集積してモニタリングを行ったうえで、その後の処理方法を検討することとしています。

#### (参考) クリアランスレベルとの関係について

原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルは $10\mu\text{Sv/年}$ と設定されていますが、これを時間当たりに換算すると $0.001\mu\text{Sv/時}$ となり、私たちが通常生活していて受ける自然放射線量よりも低いレベルで設定されています。したがって、原子炉等規制法のクリアランスレベルを今回の災害廃棄物に当てはめることは適当ではないと考えています。

クリアランスレベル	$0.001\mu\text{Sv/時}$
東京の環境放射能水準	$0.07\mu\text{Sv/時}$ (2011.4.29)

#### 4. 会津地方について

会津地方の災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行うこととして  
います。

#### 5. 通常の一般廃棄物や産業廃棄物、使用済み自動車の取扱いについて

屋内に置かれていた物や、大気中に放射性物質が排出された時期（3月後半）  
の後に野外に置かれた物は、汚染の問題はありません。

野外に置かれた家庭ゴミ等の一般廃棄物については、災害廃棄物と比較して処  
理される量が極めて少ないので、その処分について制限を設ける必要はないと  
考えています。産業廃棄物についても、前述の期間に野外に大量に置かれてい  
た物でない限り、その処分について制限を設ける必要はないと考えています。

また、使用済み自動車については、解体・破碎工程を経て金属スクラップな  
どとしてリサイクルされますが、鉄鋼業界等が自主的に定めた受け入れ基準を  
参考に、各破碎業者やシュレッダーダストを受け入れる処分業者が放射線レベ  
ルの測定を行っています。そのような物まで移動や処分を制限する必要はない  
と考えています。

#### 6. 災害廃棄物を取り扱う作業員の安全対策について

通常の災害廃棄物を取り扱う際、防じんマスク、長袖・長ズボン、手袋の着用  
等を行っていただくこととしています。今回の震災における通常の災害廃棄物  
を取り扱う際の作業方法については、「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労  
働災害防止対策の徹底について」（平成23年4月22日 厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長）に整理されていますのでご参照下さい。

放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物を仮置き場まで運搬す  
る場合にあっても、通常の災害廃棄物を取り扱う場合と同様の措置が必要です。

参考：「東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について」（平成23年4月22日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長）〈抜粋〉

がれき処理によるけがや疾病・感染症を防ぐため、マスク、ヘルメット、ゴーグル、ゴム手袋、底の丈夫な靴等の保護具を使用するとともに、肌の露出を避ける服装で行う必要があります。マスクは、できるだけ国家検定合格品またはこれと同等以上の性能の防じんマスクをしてください。

## 7. 市町村に対する説明について

今回の取扱いについては、災害廃棄物の処理を行う市町村のご理解が不可欠です。国としての方針やモニタリングの実施に関する説明について、福島県の協力もいただきながら対応してまいります。

## 福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて

平成 23 年 5 月 2 日  
厚生労働省  
経済産業省  
環境省

福島県内の災害廃棄物の取扱いについては、当面、次の方針で進めることとする。

- (1) 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物については、当面の間、移動及び処分は行わない。
- (2) 避難区域及び計画的避難区域以外の地域のうち、浜通り及び中通り地方にある災害廃棄物については、当面の間、仮置き場に集積しておき、処分は行わない。  
処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえ検討する。
- (3) その他の地域にある災害廃棄物については、従前通り計画的に処分を行う。

「災害廃棄物」とは、津波又は地震により発生し、屋外に放置された廃棄物をいう。

(2) の災害廃棄物を取り扱う作業者については、粉じん等の吸入を防止するための措置等を講じる。

災害廃棄物の集積に当たっては、環境省等が仮置き場周辺における環境モニタリングを行い、立入制限や飛散防止等周辺への影響を可能な限り低減させる対策を講じる。

原子力安全委員会からの助言を平成 23 年 4 月 27 日  
以下の通り頂いた。

- （１）の避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物の当面の取扱いに係る方針については妥当と考えます。
  
- （２）の避難区域及び計画的避難区域以外における災害廃棄物の処分の方針を決定するに当たっては、廃棄物の種類、発生量、汚染のレベル等を把握した上で、安全評価を行い、その結果を踏まえ、適切な管理方法を決定する必要があると考えます。  
それまでの間、廃棄物が拡散しないように仮置き場に集積しておき、処分は行わないとの方針については妥当と考えます。